

支内訳書を送りしています。収支内訳書を作成のうえ、確認のための帳簿など関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)をご持参ください。また、16年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていないかたは、ご連絡ください。

農業所得を簡易計算で申告するかた

作付面積が2ha未満の水稲農家(自家用畑の作付けがある場合を含む)で帳簿など記帳していないかたは、平均的な所得率などにより農業所得を計算することができます。この「農業所得簡易計算」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

申告書に同封の「農業所得簡易計算書」

(作付面積、収穫量、自家消費分などを必ず記入してください。)
農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額が分かる書類

稲作経営安定対策補てん金、自主流通米精算金などの収入があるかたは、農協などで発行する証明書類

水稲共済金や無事戻金を受け取ったかたは金額が分かる書類
受け取り小作料(不動産所得になります)、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの

販売用の野菜や果樹を作付けしているかたや今まで農業所得を収支計算により申告しているかたは、農業所得簡易計算で申告することはできず、収支計算することになります。

農業所得簡易計算では、通常年は平均的な必要経費を織り込んだ所得率により、冷害年などは耕作面積10a当たりの平均経費により農業所得を計算します。特殊な栽培をしているかたや大型農機具などを多く所有しているかた、支払委託料が多いかたなど、必要経費が多額になるかたは、実状にあった申告となる収支計算をお勧めします。

譲渡所得があるかたは

税務署で申告相談を行ってください。なお、収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合、所得税や市県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料になりますので、このようなかたは市県民税の申告相談時に申告をお願いします。

譲渡所得・山林所得用の市県民税分離課税用申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

申告相談の期日と会場

相談期間は、2月7日(月)から3月15日(火)までです。各地区公民館を巡回し、3月4日(金)から

は中央公民館で行います。混雑を緩和するため、相談日を行政区域町内別に指定しています。対象町内の日程を確認して、指定日に来場ください。なお指定日に来られないかたは、相談期間中で都合の良い日においでください。

例年、中央公民館の終盤は込み合ったため、待ち時間が長くなります。指定日か日程の早いうちに相談することをお勧めします。各公民館での、指定日ごとの受

対象地区	会場	期日	受付時間
矢立地区	矢立公民館	2月7・8日	8時～15時
花岡地区	花岡公民館	2月9・10日	
釈迦内地区	釈迦内公民館	2月11・12・14・15日	
長木地区	長木公民館	2月16・17・18日	
下川沿地区	下川沿公民館	2月19・21日	
真中地区	真中公民館	2月22・23日	
二井田地区	二井田公民館	2月24・25日	
十二所地区	十二所公民館	2月26・28日・3月1日	
上川沿地区	上川沿公民館	3月2・3日	8時～16時
大館地区など	中央公民館	3月4・5・7～12・14・15日	

税制改正がありました

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除が廃止されました。

一定の上場株式等の、配当及び株式譲渡益に係る課税方式が変わり、地方税の源泉徴収方式が実施されたため、申告が不要となりました(申告を選択することもできます)。

土地、建物等の長期譲渡所得に係る特別控除(100万円)が廃止されました。

このほかにも、改正された項目がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申告相談に持参するもの

申告書と印鑑

給与所得や公的年金所得があるかたは、源泉徴収票

営業所得や農業所得、不動産所得があるかたは、申告書と一緒に送られた収支内訳書または農業所得簡易計算書(記入してご持参ください)と帳簿、出荷証明書

領収書などの関係書類

配当所得、雑所得、生命保険契約などの年金、シルバー人材センター

会員配分金など、一時所得(生命保険などの満期金など)があるかたは、支払通知書など

16年中に支払った生命保険料や

損害保険料の控除証明書

16年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の領収書

医療費控除を受けるかたは、16年中に支払った医療費の領収書、医療費を補てんする保険金や高額療養費の支払いを受けた場合はその支払通知書など

その他、必要と思われる領収書や証明書など

会場では

次の手順で申告相談を行います。
① 受付時間内に、会場入り口付近に置いてある番号札を、手前からお取りください。
② 番号が呼ばれるまでお待ちください。

③ 自分の順番が来たら、申告相談をしてください。

公民館開場時間 8時
受付時間 8時～15時
(中央公民館は8時～16時)
相談開始時間 9時

所得税の確定申告は

2月16日から

3月15日まで

税務署へ確定申告するかたは、提出期間内に早めに申告してください。税務署へ申告しますと、市県民税の申告は必要ありません。所得税の確定申告のお問い合わせ
大館税務署 電話 42-1836